

令和2年（2020年）2月

市民交流センターご利用団体の皆様

西宮市市民協働推進課
西宮市市民交流センター

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う会議室等使用料の取り扱いについて

平素は、市民交流センターをご利用いただきありがとうございます。

センター会議室等を使用予定の団体様で、新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由に使用をキャンセルされる場合、以下のとおり対応いたします。

記

1. 対象団体

新型コロナウイルスの感染拡大防止の理由により、以下の期間の使用をキャンセルする団体
使用期間：令和2年2月20日（木）～令和2年4月30日（木）

2. 対応

上記状況を理由とした使用のキャンセルについて、団体様からのお申し出にもとづき、使用料及び冷暖房使用料を還付いたします。使用料の還付を希望される場合は、令和2年3月31日（火）までに市民交流センター（0798-65-2251）にご連絡ください。

※令和2年4月1日以降にお申し出をいただいた場合は還付対応できませんので、あらかじめご了承ください。

3. 注意事項

- ・上記対応に伴い、当面の間、各室の施錠を行います。お手数をおかけいたしますが、使用開始時にセンター窓口にて「使用開始届」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。
- ・上記対応やお申し出の期限についてはあくまでも現時点でのものであり、今後の状況の変化に伴い、対応等が変更になる場合がございます。

【お問合せ先】

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3
西宮市 市民協働推進課（担当：松野・平賀）
TEL：0798-35-3764